

事業系ごみ

減量・リサイクル ガイドブック

waste reduction・recycle Guidebook



目次

1. 府中町のごみ処理の現状 1
2. 事業者の責務 1
3. 事業系ごみの区分 2
4. 事業系ごみの出し方 6
5. 業種別での具体的な取組例 8
6. 事業系ごみについてのQ&A 10

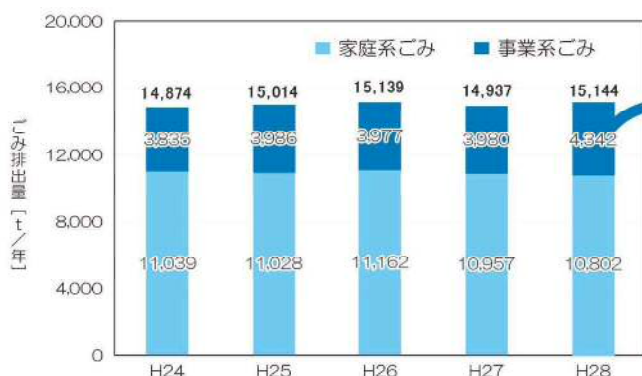
府中町



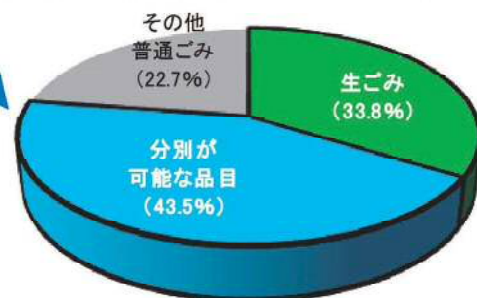
1. 府中町のごみ処理の現状

平成28年度における府中町のごみ排出量は15,144tであり、そのうち家庭以外から出た事業系ごみは4,342tと、全体の約28%を占めています。

また、事業系ごみは年々増加傾向にあり、府中町のごみ排出量を減少させるためには、事業系ごみを削減していくことが必要です。



府中町の事業系ごみの中身は？



事業系普通ごみの内訳 (平成29年組成調査結果)



府中町の普通ごみの中には、まだまだ、**減量可能なごみ**が多く含まれています。

2. 事業者の責務

事業者は全ての廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理することが定められています。



廃棄物の自己処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



廃棄物の再生利用などによる減量化

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。



製造、販売などの際の工夫

事業者は、物の製造、加工、販売などにあたり、処理や再生利用しやすい製品などの開発や廃棄物になった場合の処理方法について情報提供を行わなければならない。



国や地方公共団体の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 第3条より】

3. 事業系ごみの区分

事業活動によって事業所から出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に分類されます。

【事業活動とは？】

会社・商店・事務所・飲食店・工場・農業者などの営利を目的とするものの他、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共サービスなども含まれ、法人・個人、業種・規模も問いません。

ごみ（廃棄物）

事業活動から生じるごみ

一般家庭から生じるごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

紙類、木屑、布類、生ごみなどの
産業廃棄物以外の廃棄物



可能な限りリサイクルするよう
分別を徹底してください。

産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくずなどを含む廃棄物



産業廃棄物処理業許可業者に
処理を委託してください。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

事業系ごみは事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が同じ場合でも事業系ごみを家庭系ごみで出すことはできません。



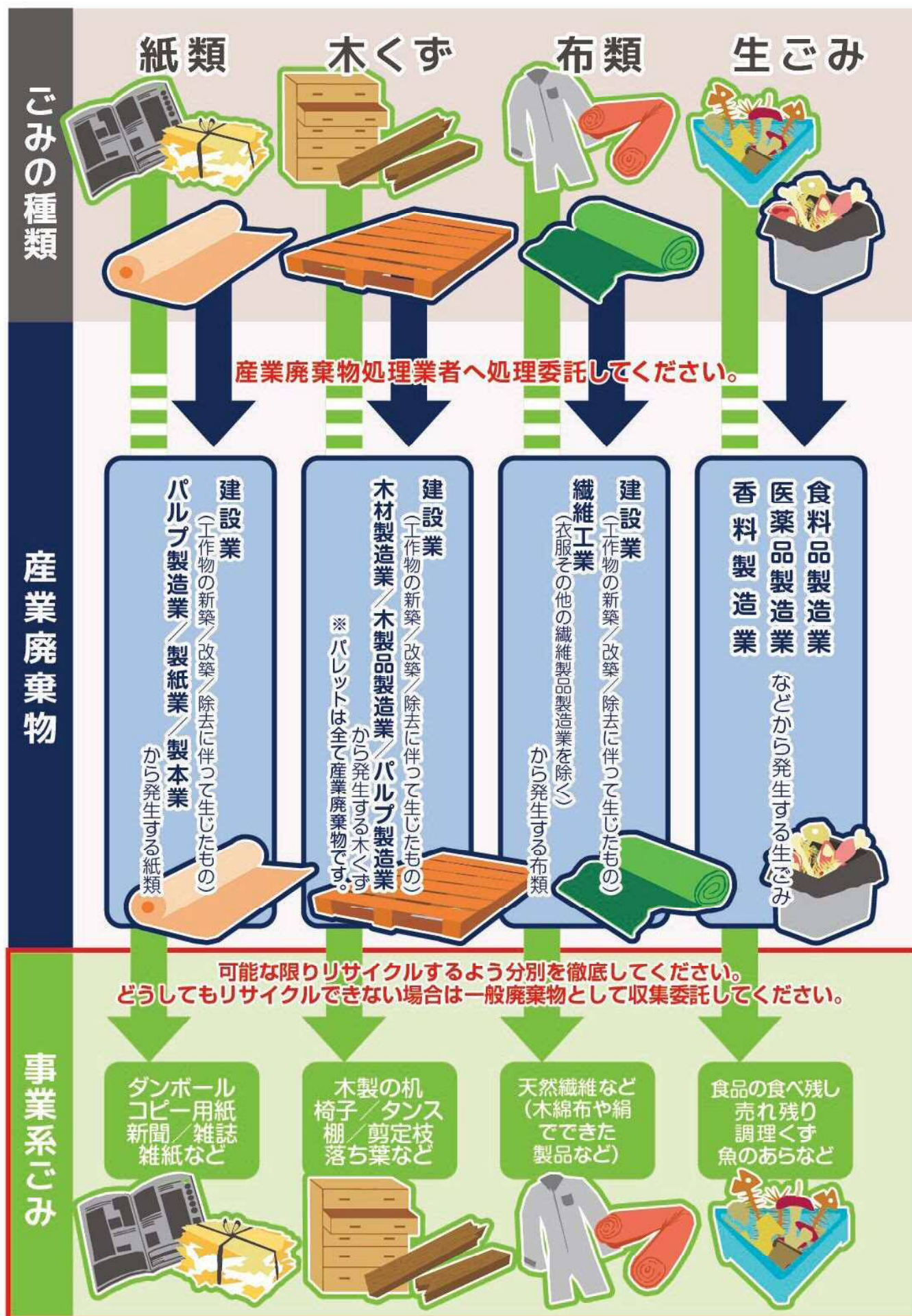
事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。

事業系ごみを家庭系ごみの収集場所に出すことはできません。不法投棄は廃棄物処理法25条の罰則が科せられます。

【事業系ごみとは？】

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するごみの内、産業廃棄物以外の紙類、布類、生ごみなどの全てのごみを指します。詳しくはp3を参照ください。

3 事業系ごみの区分



ごみの種類

産業廃棄物

その他



ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず



金属くず



廃プラスチック類



産業廃棄物処理業者へ処理委託してください。

- ・発泡スチロール
- ・PPバンド
- ・食品トレイ
- ・ラップ類
- ・スタイロ置
- ・点滴のバック
- ・チューブ
- ・断熱材
- ・収納ケース
- ・合成樹脂くず
- ・合成繊維くず
- カーテン
- 作業服 など

- ・合成ゴムくず
- ・廃タイヤ
- ・容器梱包
- プラスチック
- ・ペットボトル
- など

- ・空き缶
- ・一斗缶
- ・ペンキ缶
- ・スチール製品
- 机
- 椅子
- 棚
- ロッカー
- ベッド など
- ・コンロ
- ・トースター
- ・金網
- ・カーテンレール
- など

- ・空きびん
- ・コップ
- ・茶碗
- ・窓ガラス
- ・鏡
- ・試験管
- ・シャーレー
- ・コンクリートくず
- など

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・ゴムくず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・ばいじん
- ・動物系固形不要物
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体
- など

※ただし、動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。



【産業廃棄物とは？】

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生する廃棄物の内、下表に示す20種類の廃棄物のことをいいます。

あらゆる事業活動に伴うもの	種 類	具 体 例
	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラスなど）、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くずなど
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉など溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、貨物の流通のために使用したパレットなど
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあらなどの固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体

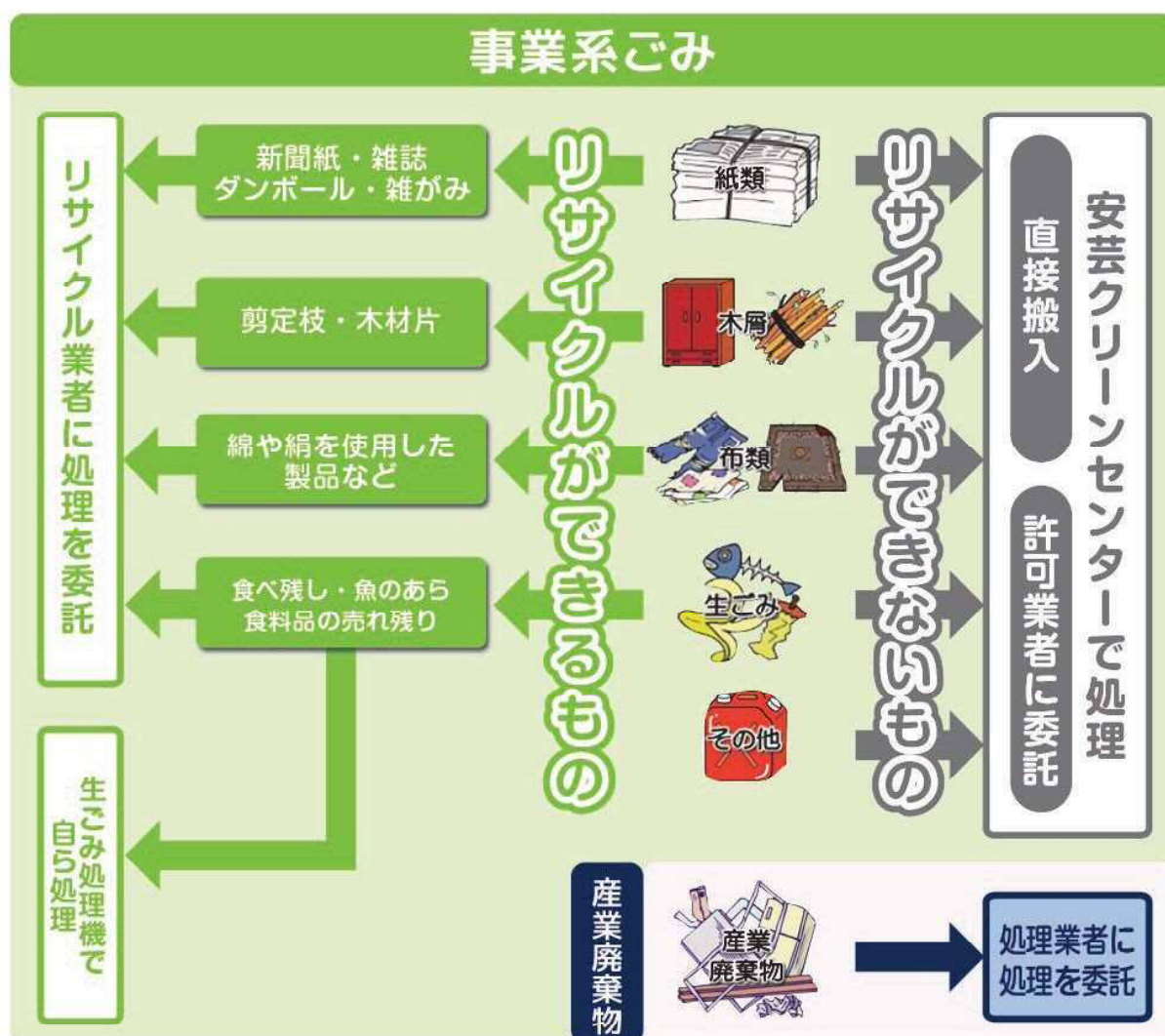
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

4. 事業系ごみの出し方

リサイクルできない事業系ごみは安芸クリーンセンターにて処理を行っています。
安芸クリーンセンターで処理する場合、

①事業者が自ら搬入する方法 ②府中町の許可を受けた業者
(収集運搬許可業者)に委託する方法があります。

リサイクルできる事業系ごみについては、可能な限りリサイクル業者へ処理を委託してください。



【直接搬入を行う方法】

事業者は、自ら事業系ごみを安芸クリーンセンターに搬入することができます。搬入する際には、処理手数料が必要になりますので、詳しくは安芸クリーンセンターまでお問い合わせください。

【安芸クリーンセンターの概要】

住 所	広島県安芸郡坂町21322番地の8
連 絡 先	082-885-2538
受入時間	8時30分から12時00分 13時00分から16時30分
手数料※	10キログラムまでごとに100円 (消費税含む) ※平成30年4月1日現在の手数料です。

【許可業者に委託する方法】

事業系ごみの処理を委託する場合は、許可業者と契約をする必要があります。府中町の許可業者については、府中町環境センターまでお問い合わせください。

【許可業者に委託を行う手順】

- ①事業所ごみの種類と量を確認し、希望する収集回数などを検討する。
- ②収集運搬許可業者に相談し、見積りを取得する。（ビルに入居している事業者はビルの管理会社に相談して下さい。）
- ③収集運搬許可業者を決定し、収集運搬委託に関する契約を締結する。
- ④決められた収集日・場所にごみを出す。

【リサイクル業者に処理を委託する方法】

事業系ごみについては、リサイクルができるものが多く含まれており、可能な限りリサイクルへのご協力をお願いいたします。

リサイクル業者については、府中町環境センターまでお問い合わせください。

【産業廃棄物を処理する方法】

安芸クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設のため、**産業廃棄物の処理は行っていません**。産業廃棄物を排出する際は、事業者の責任より産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行ってください。

なお、産業廃棄物については、**広島県産業廃棄物対策課**や**一般社団法人広島県資源循環協会**までお問い合わせください。

■広島県産業廃棄物対策課

住 所	〒730-8511 広島市中区基町10番52号
連絡先	TEL (082) 513-2964 / FAX (082) 211-5374

検索

産業廃棄物の排出事業者の皆様へ



■一般社団法人広島県資源循環協会

住 所	〒730-0052 広島市中区千田町3丁目7-47 広島県情報プラザ4階
連絡先	TEL (082) 247-8499 / FAX (082) 247-9719

検索

ひろしま産廃ネット



【家電4品目を処理する方法】

事業所において、通常家庭で使用されているものと同じテレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコンの4品目を廃棄する場合は、家電リサイクル法に基づき、別途、リサイクルのルートに出さなければなりません。詳しくは**一般財団法人家電製品協会（家電リサイクル券センター）**をご参照ください。

なお、スーパーなどで使用されるショーケース型の冷蔵庫・冷凍庫など業務用の製品については、家電リサイクル法の適用を受けませんので、産業廃棄物の収集運搬業者に依頼するなどしてください。

検索

家電リサイクル券センター



5. 業種別での具体的な取組例

ごみの種類や発生量は事業内容によって大きく異なりますが、現状を把握し、業種の特性にあったごみの減量化・資源化を進めることが必要です。

従業員1人1人に周知を図り、事業所全体で取り組んでいくことが重要になります。



オフィス

【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 新聞、雑誌、書籍の発生が多い。
- 従業員の弁当殻や使用済みペットボトルが発生する。



【具体的な取組例】

- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- OA紙、ダンボール、新聞、雑誌、書籍などの機密性のない紙は古紙業者へ引き渡す。
- 弁当殻や使用済みペットボトルは持ち帰るように呼びかける。

飲食店

【発生するごみの特徴】

- 調理くず、食べ残しなどの生ごみの発生が多い。
- 割り箸や紙製おしぼりなどの使い捨て製品の発生が多い。



【具体的な取組例】

- 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。
- 生ごみは、十分に水切りを行い、排出重量を減らす。
- 業務用生ごみ処理機の活用などにより、生ごみのリサイクルを図る。
- 割り箸や紙製おしぼりなど、使い捨て商品を減らす。



小売店など

【発生するごみの特徴】

- 賞味期限切れや売れ残り商品などの生ごみの発生が多い。
- 梱包資材として使用されたダンボール、チラシなどの発生が多い。



【具体的な取組例】

- 販売管理の徹底により、無駄が出ないような仕入れを行い、賞味期限切れや売れ残り商品などの生ごみの減少に努める。
- ダンボール、チラシなどは古紙業者へ引き渡す。
- 消費者へ買い物袋の持参を呼びかける。
(レジ袋の有料化など)
- パラ売りなどを積極的に導入する。
- 簡易包装を推進し、過剰包装を控える。



製造業

【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 木くず、剪定くずの発生が多い。
- 不燃ごみの発生が多い。



【具体的な取組例】

- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- ダンボール、OA紙を分別し、古紙業者に引き渡しリサイクルする。
- 原料に無駄がないように調達する。
- 木くずや剪定くずは、専門の処分業者に処理を委託しリサイクルする。
- 製品を出荷する際には、可能な限り簡易包装に努める。



医療・福祉施設

【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 生ごみや紙おむつの発生が多い。



【具体的な取組例】

- 通院、入院患者や、施設入居者に対して、ごみの分別・削減を求める。
- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- ダンボール、OA紙（コピー用紙）などの機密性のない紙は古紙業者へ引き渡す。
- 業務用生ごみ処理機の活用などにより生ごみのリサイクルを図る。

注）病院などの医療関係においては、感染性廃棄物などを事業系ごみとして排出させないように利用者への指導に努める必要があります。

Q1：ごみが少量しか出ないうえ、種類も生活系ごみと変わりませんが、事業系ごみとして処理するべきでしょうか？

A1：量やごみの内容に関わらず、事業活動に伴って排出されたごみは事業系ごみです。詳しくは府中町環境センターにお問い合わせください。

Q2：なぜ事業系ごみは町で収集しないのですか？

A2：廃棄物処理法で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。したがって、事業系ごみは出した事業者の責任において自ら適正に処理していただくことになります。

Q3：許可業者に委託する場合の料金は決まっているのですか？

A3：許可業者毎に、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度、収集コースなどによって料金が変わってきます。詳しくは許可業者とご相談ください。

Q4：住居兼店舗で商売をしています、ごみの区分はどうすればいいのでしょうか？

A4：日常生活から発生した家庭系ごみはごみステーションへ出せますが、事業活動から発生したごみについては一般廃棄物と産業廃棄物に区分していただき、それぞれ適正な処理方法で処理していただくようお願いします。

Q5：事業系ごみを家庭系ごみとともに出した場合はどうなりますか？

A5：家庭系ごみ用のごみステーションへ排出することは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、不法投棄とみなされ、罰則が適用される場合があります。

Q6：事業系ごみは自ら焼却してもいいのでしょうか？

A6：庭や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。廃棄物の焼却は廃棄物処理法に基づいた焼却施設でしか行えません。

**Q7：事業活動とはどのようなことをいうのですか？
小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか？**

A7：「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店などの商業活動や水道事業、学校などの公共事業も含めた広い意味となります。このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合でも、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合でも、事業系ごみになります。

Q8：なぜ、同じごみが一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるのですか？

A8：廃棄物処理法第2条では、まず、産業廃棄物を定め、それ以外のすべての廃棄物を一般廃棄物と定めています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。同じプラスチックのごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物となり、事業活動に伴って排出されれば、産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれに処理責任や処理基準が異なるため、区別して扱われることになっています。

Q9：街中で見かける不用品回収業者に処理を依頼してもいいのですか？

A9：事業系ごみの処理（収集運搬・処分）を行うためには、廃棄物処理業の許可が必要ですが、許可を受けずに不用品の回収を行っている業者の場合もあります。事業系ごみの処理を依頼する場合は、必ず事前に、必要な許可を受けているか確認をしてください。回収を依頼したごみが不法投棄などの不適正処理をされた場合は、排出者にも責任が及びますので、ご注意ください。

Q10：飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？（割り箸や食べ残しを多く含むごみ）

A10：ごみとして処分をする前に、食べ残しが発生しないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り組んでいただき、それでも発生する生ごみや割り箸などの廃棄物については、事業系ごみとして適正な処理をお願いします。また、従業員が使用した弁当の容器や飲料缶については事業系ごみとなりますので、適正な処理をお願いします。

Q11：飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか？

A11：飲食店など（ベーカリーなどの製造小売り業又はサービス業に分類されるもの）は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工などの食品の製造や加工を行っている事業者などが該当します。食品製造業から排出される食品廃棄物などは、産業廃棄物となります。また、賞味期限、消費期限切れで、食品製造業へ返送された製品については、事業系ごみとなります。

【府中町 生活環境部 環境課】

〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通3丁目5番1号
TEL：082-286-3247
FAX：082-286-4022
E-mail：kankyouka@
town.fuchu.hiroshima.jp

【府中町 生活環境部 環境課 環境センター】

〒735-0012
広島県安芸郡府中町八幡4丁目1番1号
TEL：082-286-3267
FAX：082-286-3268
E-mail：kankyocenter@
town.fuchu.hiroshima.jp